

第 494 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 2 月 26 日(月) 10:01～10:45

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第494回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、議題の 1 「一般送配電事業者の2022年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 3 について御説明いたします。「一般送配電事業者の2022年度収支状況の事後評価について」です。

本件につきましては、本年 2 月 5 日付けで、経済産業大臣から本委員会に意見の求めがありました。2 月 13 日開催の第 491 回の本委員会におきまして、料金制度専門会合において法令に基づく事後評価を実施するとともに、追加的な分析・評価を実施することとされた

ところでは。

今般2月19日開催の第54回料金制度専門会合において、2022年度の一般送配電事業者の収支状況の事後評価等を実施いたしました。

本件につきまして、御確認、御審議をいただきたいと思っております。

「概要」につきましては、詳細は別添2、別添3につけておりますけれども、概要について申し上げますと、「法令に基づく事後評価について、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった」という結論になりました。また、「超過契約額が確認された事業者はなかった」ということです。

それから、託送収支等に係る追加的な分析・評価について、「全体的な傾向としては、実績収入が想定収入を下回る中で、費用のうち、設備関連費は抑制されているものの、人件費・委託費等が想定を上回っている。この結果、2022年度の託送収支においては、東北、四国、九州を除く7社で当期超過利潤額がマイナス（当期欠損）となった」という分析結果になっております。

先ほども申し上げたとおり、詳細資料は別添2、別添3につけております。

42行目以下になりまして、「今後の見通しについて」ですが、別添1に経済産業大臣への回答をまとめておりますので、その旨、回答をしたいと思います。

また、別添2におきまして、追加的な分析・評価も含めて、料金制度専門会合における結果を踏まえたとりまとめを作成しております。

これは、経済産業大臣に回答するものではありませんけれども、本委員会としてとりまとめを行いたいと考えております。

50行目以下ですが、なお、2023年度以降の事業年度の収支状況につきましては、本年度から導入されているレベニューキャップ制度に基づき、確認・評価を行っていくこととなりますので、また、仕組みも新たになります。

新たな確認・評価の仕組みについては、料金制度専門会合におきまして、議論を開始しているところであります。

以上、御報告申し上げます。御確認、御審議をいただければ幸いです。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。――御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答するとともに、事後評価等のとりまとめを行うこととしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答するとともに、事後評価等のとりまとめを行うことといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価のとりまとめについて」に関しまして、引き続き、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4について御説明いたします。こちらは、「ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価のとりまとめについて」です。

このガス導管事業者の2022年度の託送収支の事後評価については、11月10日に開催されました本委員会において、その進め方について審議をいただきました。11月1日付けで経済産業大臣及び各経済産業局長等からあった意見聴取に対しましては、12月8日に開催された本委員会での審議を経て、既に回答が行われております。

本日は、11月の本委員会で整理された事後評価の進め方を踏まえ、その後、本年2月19日に開催された料金制度専門会合においてとりまとめられたガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価とりまとめについて御報告いたします。

この事後評価につきましては、既に先ほど申し上げた、経済産業大臣等へ意見回答済みの法令に基づく事後評価に加えまして、変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析も含めております。

その内容については、資料4-1に掲載しておりますけれども、詳細は割愛いたします。一言で申し上げれば、追加的分析を行った事業者についても、値下げ幅等は妥当という結論になっております。

31行目以降ですけれども、「来年度以降の事後評価について」、一言申し上げます。

これまで、ガス導管事業者の託送収支の事後評価は、毎年11月頃に経済産業大臣等から意見聴取を受けておりました。本年度については、12月に意見回答を行い、さらに、今の時期(2月)に追加的な分析を加えて、本委員会としてのとりまとめを行っているところです。

他方で、今年度の事後評価の過程においては、11月時点では、議会未承認として託送収支の事後評価を行っていなかった大津市について、その後、料金制度専門会合後にガス託送収支の報告が明らかになり、そして発動基準となる一定水準額を超過していることが判明することとなりました。

この大津市につきましては、12月の本委員会において、取り急ぎ状況確認の上、経済産業大臣等への意見回答に含めたところです。

なお、大津市については、その後、12月18日付けで値下げ届出を出してありまして、この値下げの妥当性については、来年度、事後確認を行う予定です。

今回の件、大津市と、あと、これは必ずしも大津市のケースに当てはまるものではありませんけれども、旧堀川産業、エネクルにつきましても、こちらは、21年度の事後評価で基準に抵触していたのですが、昨年9月1日付けで値下げを行っていることが、最近明らかになりまして——9月21日に値下げをしていることが、2月の料金制度専門会合前に明らかになりまして、確認を行っております。

そうしたことなど、様々な論点がありますけれども、来年度以降の事後評価におきましては、ガス導管事業者の託送収支が判明するタイミングにあわせて確認を行うことが適当だと思いますので、11月時点で議会未承認等の理由により状況が分かっていないような場合につきましては、意見聴取を受けるタイミングを複数回設けるといった形で調整することとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上となります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として事後評価等のとりまとめをすることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、事後評価等のとりまとめをすることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしく願いいたします。

○伊藤総合監査室長 資料5を御覧ください。「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。

(趣旨)の欄を御覧ください。みなし小売電気事業者3社の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価につきまして、本年2月19日に開催されました料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認いただいたところ、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくものでございます。

まず「1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果」です。これは、資料を直接見ていただきたいと思いますと思いますが、右下7ページを御覧ください。

事務局で行った評価につきましては、このスライド以降で御確認いただいております。

表のところを見ていただければと思いますが、具体的には、「審査基準に基づく評価」として、まずステップ1、この欄を御覧ください。

ここで、一番下に「10社10カ年度平均を上回っているか」という基準になっておりますが、一つ上の10社10カ年度平均が1.8%となっております、個社の3カ年度平均、これは①になってはいますが、この3社の欄も御覧いただきまして、この1.8を上回っている会社は、中部電力ミライズと九州電力の2社でございますが、ここがステップ1に該当しました。

ステップ1に該当した会社は、ステップ2の審査に進むことになるわけですが、このステップ2は、2つございまして、まずBとC、それぞれございまして、規制部門の超過利潤累積額による基準Bというのを御確認いただいております。これもCの一つ上の行にございまして、一定水準を上回っているかということで、⑤と⑥を比較する基準になってございます。

⑤の2022年度末超過利潤累積額、これにつきましては、2社ともマイナスになっておりましたが、一方、事業報酬額の一定水準⑥につきましてはプラスになっておりますので、この2つの基準とも、両者ノーという判定になってございます。

続きましてC、自由化部門の収支による基準、こちらにつきましては、中部電力ミライズは、2年連続にはなっていませんが、九州電力については、2年連続赤字となりまして、ステップ2も通過しまして、ステップ3ということになりまして、ステップ3の評価対象

として九州電力を改めて評価してございます。

ステップ3の評価でございますが、スライド8のとおりですけれども、2つ目の●にございますとおり、同社において必要以上の内部留保や株主配当がなされていないかを確認することとしてございます。詳細は次ページ以降で御説明をさせていただきます。

結果先取りですけれども、3つ目の●のところにあるとおり、上記の結果、「九州電力において、必要以上の内部留保や株主配当は確認されなかった」と、このように評価してございます。

具体的な確認の3つでございますけれども、まず1つ目として、「九州電力の自己資本比率と純資産額の推移」でございます。

グラフを見ながら御確認いただければと思いますが、2022年度の自己資本比率6.8%は、震災前の24.9%と比較しまして7割以上低下してございます。純資産額についても6割以上低下しているのが見てとれると思います。

以上の結果、「必要以上の内部留保があることは確認されなかった」と評価してございます。

続きまして、確認②でございます。「みなし小売電気事業者10社の2022年度末の自己資本比率」、これにつきまして確認してございます。2022年度末の九州電力の自己資本比率は、他のみなし小売電気事業者9社と比較しても、低い水準にあることが見てとれると思います。

こちらも、以上の結果、「必要以上の内部留保があることは確認されなかった」と評価してございます。

続きまして、確認③でございます。こちらでは、「みなし小売電気事業者10社の株主配当の推移」でございます。2022年度において、九州電力は無配当となっておりまして、震災以降、配当の水準は低下してございます。また、みなし小売電気事業者9社と比較しても、高い水準とはなっていないということが確認できると思います。

以上の結果、「必要以上の株主配当があることは確認されなかった」と評価してございます。

右下20ページに飛んでいただきまして、「総評」でございます。

評価の結果につきましては、今、スライドを見ながら御説明をした内容ですので、説明は割愛させていただきます。

「結論」として、今回、2022年度の事後評価の対象となったみなし小売電気事業者3社

について、「現行料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった」と事務局では評価してございます。

料金制度専門会合においては、この内容にて取りまとめていただきまして、右下23ページを御覧いただければと思いますが、これらの確認結果を踏まえまして、2つ目として、経済産業大臣への回答でございまして。

対象事業者3社につきまして、本年2月5日付けで経済産業大臣から当委員会に意見を求められているところ、当委員会として、5-2の資料のとおり「値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった」旨を回答することとしたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「託送供給等約款の変更認可に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」ということで、下津取引監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　　それでは、「託送供給等約款の変更認可に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答」につきまして、資料6に基づきまして、御説明をいたします。

冒頭、四角の中の(趣旨)でございまして。本年2月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対しまして、特定小売供給約款の変更届出がありまして、今月8日付け、15日付けで、経済産業大臣から、当委員会に対して意見の求めがございましたので、その回答方につきまして御審議をいただきたいということでございまして。

資料は、1ページ目から2ページ目にかけて、**1. 経緯**を記載してございます。

昨年4月に導入されましたレベニューキャップ制度における一般送配電事業者の「収入の見通し」、これの変更や、本年4月からの発電側課金の導入を踏まえまして、本年1月に、一般送配電事業者10社の定める託送供給等約款の変更認可申請が認可されたわけですが、それが小売の規制料金にも跳ねるということでございまして、本年2月5日、6日に、みなし小売電気事業者10社から、経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更届出がなされました。

資料は2枚目でございます。その後、一部の事業者の届出内容の一部に変更又は修正が生じたことから、該当する届出の取下げと再度の変更届出が出されるということがございましたけれども、いずれにしましても、全てのみなし小売電気事業者から、特定小売供給約款の変更届出が経済産業大臣に出されまして、これら変更届出に関して、当委員会に意見の求めがあったということでございます。

当委員会では、料金制度専門会合において、本届出について、中立的・客観的かつ専門的な観点から確認することといたしまして、本年2月19日に開催された第54回料金制度専門会合で確認を行いました。

資料は、**2. 専門会合における確認結果**にまとめてございますけれども、専門会合で実際に使った資料をお見せいたします。スライドは、7/40でございます。こちらのスライドを用いて、事務局から届出の内容等を御説明するとともに、実際に届出を行った各社からも届出内容について、各社5分程度で説明を行ったところでございます。

事務局からは、22/40まで行きますけれども、特に発電側課金の導入に伴う料金原価の変動について、可能な限り各電源の立地地点を特定した上で、当該立地地点における発電側課金の単価を用いることとするけれども、電源の立地地点の特定が困難な場合は、沖縄電力を除いた9社の全国平均の発電側課金の単価を用いて算定することですとか、28/40に行きますが、例えばレートメイクの場面では、託送供給等に係る収入の見通しの変更、それから、発電側課金導入後の需要側託送料金の変動分並びに発電側課金の反映につきまして、規制料金に機械的に当てはめることを説明させていただきました。

具体的には、2つ目の●でございますけれども、需要側託送料金につきましては、発電側課金導入等に伴う需要側託送料金の減少を規制料金に機械的に反映するほか、発電側課金の反映につきましても、機械的に反映することとしまして、その方法としては、今映しておりますスライドに記載の①、②の方法を考えておりますが、具体的には、29/40のスラ

イド、こちらに記載の2つの方法でして、どちらの方法をとるかは各社の判断で選択できるといったことを御説明させていただきました。

専門会合では、委員から、発電側課金の導入に伴う料金原価の変動の計算方法につきまして、可能な限り正確かつ客観的に算定することは重要であるけれども、今回の算定方法は、現実的にとり得る手段の中で合理的なものであると考えられる、といった御意見でございますとか、レートメイクの方法につきましても、機械的な当てはめという制度趣旨を踏まえると、いずれも機械的と考えられるため、各社の考え方にあわせてレートメイクが行われることは不合理ではないと考えられる、といった御意見をいただきました。

また、そのほか、特に今回、届出で値上げ届けになる事業者がおりますところ、対外的に分かりやすい説明をしっかりとしてほしいといった御意見もございました。

資料は、2/40に戻ります。最終的には、本届出のいずれについても、託送料金の変動などを、特定小売供給約款料金に機械的に当てはめていることが確認されましたし、届出の内容についても、変更命令を出さないといけない要件にも該当しないということも、料金会合で確認をされた次第でございます。

それを受けまして、**3.当委員会の対応**でございますけれども、別紙のとおり、とごいまして、別紙は、6/40まで行きますが、経済産業大臣に対しまして、最後の「その結果」というところでございますけれども、「本届出の内容については異存ありません」ということで回答をさせていただけないかと考えている次第でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の5「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について」に関しまして、引き続き、下津取引監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　それでは、「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議」につきまして、資料7に基づき御説明をいたします。

冒頭、四角の中（趣旨）でございますが、これまで、小売電気事業者における市場環境の変化や小売電気事業者の不適切事案などを踏まえまして、制度設計専門会合で電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について、検討を進めてまいりました。

これまで議論をさせていただいたものを、今回まとめて建議させていただけないかと考えておりまして、所要の制度的措置を図るよう、経済産業大臣へ建議することにつきまして、御審議いただきたいということでございます。

資料は、7/32に行かせていただきます。「建議の内容」でございますけれども、今映しておりますスライドにまとめてございますので、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらのスライドは、本日議決をいただけましたら、建議の別紙となるものでございます。

「建議の内容」でございます。8/32ですけれども、大きく分けまして4つございます。

まずは「1. 電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項」ということございまして、こちらは、2022年7月から同年10月にかけて、制度設計専門会合で、需要家保護や社会的負担の抑制に向けた必要な対応につきまして、事業開始時、事業開始後、それから事業撤退時の3つに分けて議論がなされました。

事業開始時と事業撤退時の対策については、既に対応済みですけれども、今回は、この表の②にあります事業開始後についての対応を建議させてもらえないかというものでございます。

具体的には、事業開始後も、定期的に事業者自身がリスクを分析し、事業の持続可能性を確認していくことが必要ということで、リスク管理体制の運用状況、それから、資金の概況を、定期的に報告してもらおうということでございます。

スライドは、11/32まで行きます。具体的には、まず小売電気事業に係るリスク、そのリスクに係る対応策、それから、その対応策に係る目標、その目標の達成状況、これらを、みなし小売電気事業者、需要家がない小売電気事業者を除いて、年1回報告をしてもら

うようにしたいというのが一つでございます。

それから、「資金の概況について」でございます。こちらは、月間の電力販売額、現預金残高、それから、インバランス支払額、これらを、みなし小売電気事業者、需要家がない小売電気事業者、それから、一定の要件、例えば資本金が5億以上であって、計算書類について、継続企業の前提に関する注記等がなく、かつ無限定適正意見が表明されていること等でございますけれども、そのような一定の要件を満たす事業者を除いて、こちらは、四半期に1回報告をしてもらうようにしたいというのが2つ目でございます。

「リスク管理体制の運用状況」、それから「資金の概況」に係る定期報告を求めるための電気関係報告規則の改正を行うことというのが建議内容の1つ目でございます。

それから、建議の内容の2点目でございますが、スライドは、15/32に行かせていただきます。「2. ガス小売事業に係る変更登録に関する事項について」でございます。こちらは、電力カルテルを受けまして、電力の域外進出を検討していたのですが、その流れで出てきものでございます。

「域外進出」に係る論点の一つに、電気とガスとのセット販売など、付加価値の高い提案を実行しやすくするための対応というのが検討の俎上に上りました。17/32のスライドでございます。

実際に当委員会で毎年実施している需要家向けのアンケート調査におきましても、電気の購入先、料金プランの変更理由として、光熱費、通信費などとのセット割の存在を挙げる需要家が多いというのが出ておりまして、また、当時、域外進出に関して旧一電にヒアリングをしたのですが、電気とガスとのセット販売などが有効であるといった認識をしている事業者もございました。

スライドは、20/32まで行きます。なので、電気とガスとのセット販売を念頭にヒアリングを進めておりましたところ、ガス事業を行う上での課題の一つとして、ガス小売事業に係る変更登録というものが出てまいりました。

今、最大ガス需要やガスの供給能力をガス小売事業の登録時から変更する場合には、あらかじめ経済産業大臣の変更登録を受けると、そういう運用がなされているのですが、その変更登録の手続きに対応するために、例えば新規需要獲得の営業をストップしたりする、そういう事例があったということも分かりました。

なので、ガスの変更登録の要件を、少し整理できないかというのが、建議の2つ目の内容でございます。

具体的には、スライドは、21/32でございますけれども、これは、現状のイメージですけれども、上段、変更が生じた結果、需要が供給を上回る場合は変更登録が必要ですが、そうでない場合、下段ですけれども、こういう場合は不要となっております。

それを、次のようにしてはどうかと考えておりまして、スライドは次のページ、22/32に行きます。

まず、こちらは、スライドの下段を見ていただければと思いますけれども、これらは、需要の見込みと供給の見込みが同程度変更する場です。実は、これらは、現時点では変更登録は必要となっております、数も多いわけですが、これらは、需要の見込みが供給の見込みよりも多くなるというわけではございませんので、変更登録手続きを不要にしてはどうかと考えております。

他方で、上段の一番左の①ですが、需要の見込みが大幅に増加するものについては、たとえ供給能力の見込み内であっても、苦情処理体制等に問題がないかどうかというのは、やはり確認する必要があるだろうと考えておりまして、この上段の一番左の①のような変更につきましては、新たに変更登録を受けようとしてはどうかと考えている次第でございます。

ガス小売事業に係る変更登録について、ガス小売事業を営むに当たり支障がないと考えられる場合は変更登録を受けることを要しないものとするなどの対応を行うこと、これが、建議内容の2つ目でございます。

建議内容の3つ目でございますけれども、「電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に関する事項について」でございます。24/32にまいります。

当委員会の担当者が、実は、常日頃から電力事業者のウェブサイトを訪ねて、その表示を確認しているわけですが、特に電源構成等や非化石証書の使用状況につきまして、適切な表示が行われていない事例が確認されております。電源構成等や非化石証書の使用状況に関する適切な表示につきましては、いわゆる「小売営業ガイドライン」に記載してはございますけれども、実は、その記載は、項目が多岐にわたって、特に注意を要する点を容易に理解できるものにはなっていない可能性があるのではないかと、それが、事業者による不適切な表示が散見される背景にあるのではないかと考えました。

そこで、小売営業ガイドラインの記載を分かりやすくするべきではないかというのが、建議の3点目でございます。

具体的には、4つ目の●でございますけれども、例えば「問題となる行為」と「望まし

い行為」が混在した記載については、それぞれを分離して記載するとか、電源構成等情報の表示例が各項目に点在しているのですが、それを一つの項目に集約するなど、構成を整理するほか、4つ目の●の一番最初のチェックですけれども、電源構成等情報の表示に係る全体像を示した整理表を追加、とありますけれども、28/32ですが、例えば、ここに記載のどういう場合にどういう表示ができるのかというのがすぐに分かるような表を「小売ガイドライン」の中に掲載してはどうかと考えている次第でございます。

「小売ガイドライン」の電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に関する記載等につきまして、この整理表を追加するなどの改正を行うこと、これが建議の内容の3つ目でございます。

建議の内容の4つ目でございます。「需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項について」でございます。

昨年6月に、当委員会は、小売電気事業者1社に対しまして、料金等を変更する際の説明が不十分等々としまして、電気事業法に基づく業務改善勧告を行いました。

具体的には、ということで、2つ目の●でございますが、その小売電気事業者は電気の小売供給契約の変更の際に、需要家に対して、契約変更前に携帯電話のSMSなどを使用する方法で契約の変更内容を通知していましたが、その通知の内容が、「下記URLで変更内容を確認されたい」としてURLアドレスが記載されているのみで、また、そのURLにアクセスしても、変更内容を具体的に説明している記載が存在しないなど、需要家が、その内容を十分に理解することができるものではなかったというものでございます。

需要家に対する情報提供は、情報の内容のみならず、どのような方法で提供されるかも重要だと考えていますけれども、現在の「小売営業ガイドライン」の記載には、その点の記載がないといった状況でございまして、スライドは、32/32まで行っていますけれども、例えばここに記載のような、需要家への情報提供が不十分な場合を具体的にガイドラインに示すべきではないかというふうに考えている次第でございます。

この需要家に対する丁寧な情報提供につきましては、契機となった事案が、電気の小売に関するものであったわけですが、電気だけでなくガスでも同じだろうと考えておりますので、この需要家への情報提供が不十分な場合を、具体的に「電気の小売営業ガイドライン」、そして「ガスの小売営業ガイドライン」に明記するなどの対応を行うこと、これが建議の内容の4つ目でございます。

スライドは、4/32まで戻らせていただきます。こちらが、今考えております建議文案で

ございます。委員長名で経済産業大臣宛てに、「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について検討しました。これを踏まえ、別添の事項に係る所要の制度的措置を図る必要があると認められることから建議します。」としまして、別添が後ろについておりますけれども、先ほど説明させていただいた「電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項」ですとか、「ガス小売事業に係る変更登録に関する事項」、それから、「電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に関する事項」、そして、最後4. としまして、「需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項」、それぞれについて、具体的な建議事項をまとめております。

この別添の事項について建議するというので、経済産業大臣に建議をさせていただけないかと考えている次第でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

圓尾委員、お願いいたします

○圓尾委員　　1、2点。まず、4番目のところ、これは御説明があったように、去年6月の事案で、燃調に関する算出方法が変更されたという、当時の状況としては、消費者に結構なインパクトがある内容であったにもかかわらず、ショートメッセージだとか、決して十分とは言えない情報提供であった問題からスタートした話だと思います。これを、不十分な情報提供は問題となる行為だと、きちっと書くことは、非常に大事なポイントだと思います。支持します。

それから、御説明があったように、これは電気の事案でしたけれども、ガスも同じことですので、当然ガスに関してもガイドラインを書き換えるのは適切な対応だろうと思います。

それから1点、質問です。資料で言うと2番目のところで、22ページだったかと思いますが、下のほうのグラフにあったように、需要も供給能力も両方増えるとか、両方減るとか、こういったことを、一々登録の手続きをやっていた記憶が、私もあって、事務的な手間も、結構無駄だなと思っていたので、不要となるのは、非常にいいことだと思います。

一方で上のほう、需要の見込みが大幅に増加するものに関しては、まだ届出が、変更登

録が必要であるということですが、この「大幅」というのは、どういう定義なのか、どこかに書いてあるのでしたら、教えていただきたいと思いました。

以上です。

○下津取引監視課長 現時点では、「大幅」というのは、具体的な数字を持っているものではないのですが、趣旨が、これがあまりにも多くなり過ぎて、要は苦情等処理とかの体制が追いつかないほどということでございますので、具体的な「大幅」をどういうふうに定めるかというのは、その趣旨を踏まえて、これから検討することになると思います。

○圓尾委員 分かりました。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この部分は、引き続き検討を、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

武田委員、よろしくお願いいたします。

○武田委員 まず、今回の建議案の多くは、制度設計専門会合での熟議の結果でありまして、会合の取りまとめ役として大臣への建議を、強く支持したいと思います。

その上で、4点目の需要家に対する丁寧な情報提供について、でありますけれども、下津課長から説明がありましたし、また、圓尾先生から御発言がありましたように、確かにこの点は、小売電気事業者への4回目勧告の事案を契機としたものではありますけれども、需要家の保護でありますとか、事業の健全な発達といったところの必要性は、当然に電気事業だけではなくガス事業にも当てはまるものでありますので、「ガスの小売営業ガイドライン」に、その旨、記載をするという事務局案についても賛成をしたいと思います。

私からは、以上となります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣へ建議することいたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　ありがとうございます。

事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「北陸電力及び沖縄電力の特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」につき、2月16日付けで、今後の対応について決定をしております。

また、「ガス小売事業の変更登録について」につき、2月19日付けで、変更登録することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

議事録については、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——